

◎新潟県告示第1178号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
中魚沼漁業協同組合（十日町市干溝1508）
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「変更後表」という。）が存在する場合には当該変更表を当該変更後表に改め、変更表に対応する変更後表が存在しない場合には当該変更表を削り、変更後表に対応する変更表が存在しない場合には当該変更後表を加える。

変 更 後	変 更 前														
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「<u>漁場</u>」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「<u>遊漁</u>」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の<u>ア</u>欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれ<u>イ</u>欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">ア 魚 種</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">イ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ</td> <td>6月16日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内（ただし、10月1日から同月7日は除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか</td> <td>1月1日から12月31日まで（ただし、かじかは4月11日から同月20日を除く）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">いわな・やまめ・にじます</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期</p>	ア 魚 種	イ 期 間	あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内（ただし、10月1日から同月7日は除く）	こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか	1月1日から12月31日まで（ただし、かじかは4月11日から同月20日を除く）	いわな・やまめ・にじます	3月1日から9月30日まで	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、この組合の有する内共第12号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「<u>漁業</u>」という）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう以下同じ）の採捕（以下「<u>遊漁</u>」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする</p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれ<u>右</u>欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">ア 魚 種</th> <th style="width: 80%; text-align: center;">イ 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、うなぎ、かじか</td> <td>1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">いわな、やまめ</td> <td>3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する釣具店に掲示して公表するものとする。</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期</p>	ア 魚 種	イ 期 間	あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、うなぎ、かじか	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内	いわな、やまめ	3月1日から9月30日まで
ア 魚 種	イ 期 間														
あゆ	6月16日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内（ただし、10月1日から同月7日は除く）														
こい・ふな・うぐい・うなぎ・かじか	1月1日から12月31日まで（ただし、かじかは4月11日から同月20日を除く）														
いわな・やまめ・にじます	3月1日から9月30日まで														
ア 魚 種	イ 期 間														
あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、うなぎ、かじか	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内														
いわな、やまめ	3月1日から9月30日まで														

間中は、遊漁をしてはならない。

区域	期間
JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の区域	1月1日から12月31日まで
十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200メートル、下流端から下流750mの間の区域（魚道を含む。）	1月1日から12月31日まで

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第2号ただし書に規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

(1) 竿釣、又は投網による場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(税抜)
あゆを含む 全魚種	竿釣	1年	10,000円
あゆ		1日	2,000円
やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・かじか・うなぎ・うぐい	竿釣	1年	6,000円
		1日	1,000円
こい・ふな・うぐい	竿釣	1日	300円
あゆ・やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・かじか・うなぎ・うぐい	投網	1日	3,900円

(2) 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (イ) 中魚沼漁業協同組合事務所（十日町市干溝壬1508）
- (ロ) 中魚沼漁業協同組合が指定した釣具店等
- (ハ) 組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という)

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者

間中は、遊漁をしてはならない。次の区域においては水産動植物の採捕を行ってはならない。

区域	期間
東京電力信濃川発電所余水放水口、JR鹿渡鉄橋下より津南町鹿渡新田甲地先までの600mの間の区域	1月1日から12月31日まで
十日町市宮中地内JR東日本宮中堰堤上流端から上流200メートル、下流端から下流750mの間の区域（魚道を含む。）	1月1日から12月31日まで

第6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次号ただし書に指定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする

(1) 竿釣、又は投網による場合

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料(税抜)
あゆ	竿釣	1年	10,000円
		1日	2,000円
やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・うなぎ・うぐい	竿釣	1年	6,000円
		1日	1,000円
こい・ふな・うぐい	竿釣	1日	300円
あゆ・やまめ・いわな・にじます・こい・ふな・かじか・うなぎ・うぐい	投網	1日	3,900円

(2) 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (イ) 中魚沼漁業協同組合事務所（十日町市干溝壬1508）
- (ロ) 中魚沼漁業協同組合が指定した釣具店等

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者

の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻は、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円

の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻は、行わないものとする。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第12条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鵜川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円

こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円
-------	----	------------	------

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市下赤谷245-1
加治川漁業協同組合	新発田市住田510 新発田市役所加治川支所内
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区前新田304
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市中央区西堀通4番町259-58
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川2105番地6
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区清五郎417
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市長谷121
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市石曾根798-2
関川水系漁業協同組合	妙高市美守2-1-38 1F
桑取川漁業協同組合	上越市有間川667
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生801
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢中脇2426

こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円
-------	----	------------	------

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市塩沢543番地205
加治川漁業協同組合	新発田市中央町4丁目10番4号
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区柳原1-4-24
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市東区津島屋3丁目48
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町津川両郷乙555
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区長潟949
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市赤谷1-8
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市番神1-7-40
関川水系漁業協同組合	上越市子安新田4-67
桑取川漁業協同組合	上越市有間川661
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生3133
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	佐渡市飯持40

羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
--------------	------------

新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等

4 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式(3)のとおりとする。

羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷 659
--------------	-------------

新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等

3 前項の遊漁承認証の様式は、別記様式第 3 号のとおりとする。

様式(1)

遊漁承認証
表

No					
<p>遊 漁 承 認 証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認します。</p> <p>記</p> <table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="padding: 5px;">遊 漁 者</td> <td style="padding: 5px;">(住所)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(氏名)</td> <td style="padding: 5px;">(年齢)</td> </tr> </table> <p>承認期間</p> <p>魚種</p> <p>漁具・漁法</p> <p>遊漁区域</p> <p>遊漁料</p>	遊 漁 者	(住所)		(氏名)	(年齢)
遊 漁 者		(住所)			
	(氏名)	(年齢)			

裏

<p>注 意 事 項</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>3</p>	
---	--

様式(1)

遊漁承認証 日券

- ・あゆ日券
- ・溪流 (やまめ・いわな・にじます・かじか・うなぎ
うぐい・こい・ふな) 日券
- ・こい・ふな・うぐい日券
- ・投網日券

表

<p>〇〇日釣券</p> <p>年度</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; width: 100px; height: 80px; margin: 10px auto; position: relative;"><div style="position: absolute; top: 0; left: 0; bottom: 0; right: 0; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;"></div></div> <p>中魚沼漁業協同組合 新潟県十日町市千溝壬 1508 TEL. 025-763-3012</p>
--

裏

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 遊漁時は本券を見えるところに着用すること。2. 本券は他人に貸与・譲渡をしてはならない。3. 遊漁監視員が要求する時は本券を提示すること4. 本券は漁業権魚種〇〇〇〇〇に有効
--

年券

- ・あゆ (全魚種) 年券

表

<p>年 中魚沼漁業協同組合</p> <p>あゆ遊漁証</p> <p>全魚種含まれる 竿釣り</p>
--

表

年	中魚沼漁業協同組合
溪流遊漁証	
あゆを除く	竿釣り

様式(2) 漁場監視員証

表

No	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する	
氏名	(年齢)
住所	
有効期間	
発行者 中魚沼漁業協同組合	

裏

注意事項	
1
2
3

様式(2) 漁場監視員証

表

監視員証
中魚沼漁業協同組合

様式(3) 県内共通遊漁承認証
表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	氏名
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
	承認期間 自 ~ 至		
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	氏名
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
	承認期間 自 ~ 至		
遊漁料	魚 種	こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

様式(3) 県内共通遊漁承認証
表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	氏名
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
	承認期間 自 H ~ 至 H		
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな <u>12,000 円</u>	
	漁具漁法	竿 釣 (税抜)	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。 (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	氏名
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
	承認期間 自 H ~ 至 H		
遊漁料	魚 種	こい・ふな <u>5,500 円</u>	
	漁具漁法	竿 釣 (税抜)	
	遊漁区域	県下一円 (但し裏面記載の区域を除く)	
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 この券はこい・ふなに限りです。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流氷沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

様式(4) オンラインシステム遊漁承認証(日・年券)

【魚種】 ○ 券	
RO	
○/○	
氏名 _____	
遊漁料金 〇〇〇〇円	写 真
取扱者 中魚沼漁業協同組合	
日券は帽子など見やすいところに携帯してください	
.....	
魚種 〇〇〇〇 漁具/漁法 ○	
遊漁区域 〇〇川 〇〇より〇〇まで	
注意事項	
(省略)	

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日